

杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月31日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第82号

杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年杉並区規則第51号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「同条」を「同項各号」に改め、同条第2項中「15日以内に医療証を申請したとき又は15日を超えて申請した場合で、当該期間内に申請ができなかったことがやむを得ない」を「3月以内に前条第1項の申請をしたとき又は3月を超えて同項の申請をした場合で、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に申請ができなかった」に、「第3条に」を「第3条第1項各号に」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、令和8年10月1日以後に杉並区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年杉並区条例第18号）第3条第1項各号に該当した者について適用し、同日前に同項各号に該当した者については、なお従前の例による。